

別紙 2

機器・設備導入支援（未利用資源の飼料化）の内容、補助対象、事業細目、具体的な手続き等について

本要領第 6 条（1）のイの内容、補助対象、事業の細目、具体的な手続等は以下のとおりとする。

第 1 事業の内容

本要領第 4 条の事業実施主体が行う食品製造残渣等の未利用資源の飼料化に必要な機器・設備（以下「機械等」という。）の導入に要する経費に対し支援する。

第 2 事業の要件

1 事業実施主体の要件

食品製造事業者等未利用資源を活用した飼料の供給者と需要者を必須の構成員とする協議会等であること

2 取組主体の要件

以下の要件をすべて満たす者であること

- ・事業実施主体となる協議会等又はその構成員であること
- ・未利用資源を活用し、飼料の安定供給に向けた取組を行うこと
- ・事業計画（様式 2 - 1）を策定し、安定的な飼料生産、供給（自家利用含む）に努めること
- ・事業参加に係る確認及び個人情報の取扱いに関する同意書（別添）を提出すること

3 事業の要件

（1）事業実施主体は、本事業の円滑な推進を図るため、未利用資源の飼料化に向けた民間企業、試験研究機関及び行政等と連携した推進体制の構築に努めるものとする。

（2）未利用資源を利用した飼料の成分分析等は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号。以下「飼安法」という）に基づく登録検定機関、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に基づく登録検査機関又は ISO/IEC・17025 の第三者認証を受けた機関で実施すること。

（3）未利用資源を利用した飼料の製造・給与に際しては、飼安法及びこれらに基づく命令により定められた基準及び規格に適合させること。特に、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和 51 年農林省令第 35 号。）別表第 1 の 5 及び 6 並びに食品循環資源利用飼料の安全確保のためのガイドラインの策定について（令和 2 年 8 月 31 日付け 2 消安第 2496 号農林水産省消費・安全局長通知）について、遵守状況を自ら点検し、確実に実施すること。

4 補助対象及び事業の実施基準

- (1) 県内の家畜へ供給するための、食品製造残渣等の未利用資源の飼料化に必要な機械等の導入に係る経費を対象とし、詳細は別表のとおりとする。
- (2) 設置工事費、輸送費及び消耗品費は、本事業の補助の対象外とする。
- (3) 自己資金又は他の助成により既に実施（発注含む）し、又は既に終了している取組、また、他の国及び県の助成金を活用する取組は、本事業の補助の対象外とする。
- (4) 本事業により導入する機械等は、原則として新品とする。ただし、事業費の低減の観点等から知事が特に必要と認める場合には、中古品を対象とすることができるものとする。この場合における機械等は、その導入時において、法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいう。）から経過年数を差し引いた残存期間（年単位とし、1年未満の端数は切り捨てる。）が2年以上であるものに限るものとする。
- (5) 既存の機械等の代替として、同種・同能力のものを再度導入すること（いわゆる更新と見込まれる場合）については、本事業の補助の対象外とする。
- (6) 導入する機械等の選定に当たっては、過剰な投資とならないよう、事業実施主体内で十分協議し、利用規模に即した適正な機械等を選定するものとする。
- (7) 事業の着手に当たり、見積もり合わせ等により事業費の低減に努めるものとする。

5 補助率

補助率は、1/2以内（機器・設備当たり 上限400万円）とする。

第3 事業実施の手続き

1 要望調査

取組主体は、事業計画（様式2-2）を事業実施主体に提出し、事業実施主体は、各取組主体の計画をとりまとめて様式2-1を作成し、様式2-1を管轄農林（水産）事務所（構成員が管轄区域をまたいで広域に存在する事業実施主体にあつては県庁畜産振興課）に提出する。

なお、提出期限は、別に定める。

2 審査会

県は、提出された事業計画（様式2-1）について、関係機関で組織する審査会において審査し、補助の採否を決定し、事業実施主体に通知する。

なお、審査会の開催方法等は、別に定める。

3 計画承認及び交付申請

事業実施主体は、県から内示があつた取組について、要綱第4条に規定する交付申請書（要綱別記第1号様式）を提出する。

4 実績報告

事業実施主体は、計画に基づき事業が完了したことを確認し、要綱第7条に規定する実績報告書（要綱別記第3号様式）を提出する。

別表 （第2の4の（1）関係）

補助対象

用途	機器・設備
飼料化	乾燥機、粉砕機、攪拌機、混合機 等
保管	飼料タンク、飼料保管施設* 等
運搬	飼料専用運搬車 等

※飼料保管施設は既存施設の補改修も対象とする。